

島本町における景観施策の検討に向けて

1. 島本町で景観施策に取り組む意義

(1) 景観施策に取り組む背景

- ・現在、本町においては、大阪府の景観計画に基づく運用がなされており、本町の特性や課題に即していない部分もある。
- ・本町の自然環境やまちなみに配慮するよう誘導することで、将来にわたっても住民のみなさまに「これからも住み続けたい」と思ってもらえたとともに、町外にお住まいのみなさまにも本町を移住先として選択していただくことを目指している。

(2) 景観施策に取り組む意義

- ・本町が景観施策に取り組む大きな理由としては、将来にわたっても「住みたいまち」、「住み続けたいまち」となるよう、町の個性や魅力を一層伸長させていくことが重要であり、「景観」は「まちの付加価値」を高める有用なツールの一つである。
- ・そのため、本町においては、景観行政団体への移行を目指し、本町独自の「景観計画」等を策定するなど、景観施策を総合的に推進することによって、本町の特性や課題を踏まえた景観への誘導を図ることにより、地域の魅力向上による好影響も期待される。

2. 景観計画とは

(1) 景観法の概要

○景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共団体が創意工夫のもと景観形成に取り組むしくみを定めた法律として、平成16年6月に景観法が制定された。

<景観法の基本理念と責務>

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 良好な景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- 良好な景観形成は、地域の個性及び特色を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- 良好な景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要であり、住民、事業者、行政の協働により進めるべき
- 良好な景観形成は、良好な景観の保全だけでなく、新たに良好な景観を創出することも含む

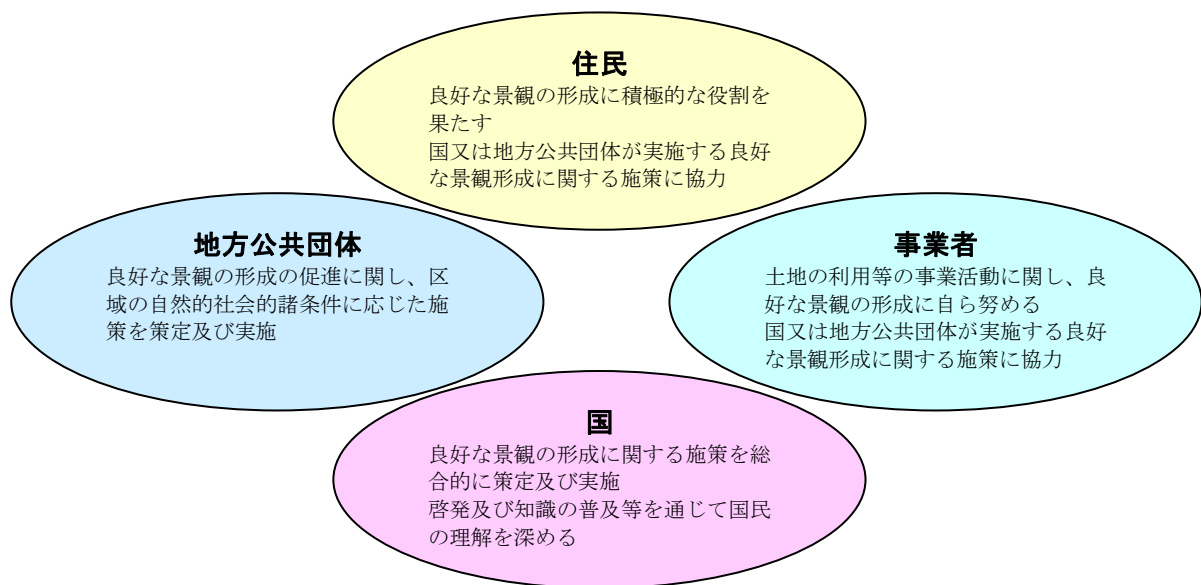


図 景観法における住民、事業者、地方公共団体、国の責務

(2) 景観行政団体

「景観行政団体」＝景観行政を担う主体

○政令指定都市、中核市以外の市町村は、都道府県知事との協議により景観行政団体になることが可能。

（３）景観法の制度の主な枠組み

景観行政団体が「景観計画」（景観に関する基本的な計画）を策定し、景観形成の方針や行為の制限等を定めることができるほか、景観法に定めるメニューを活用できる。

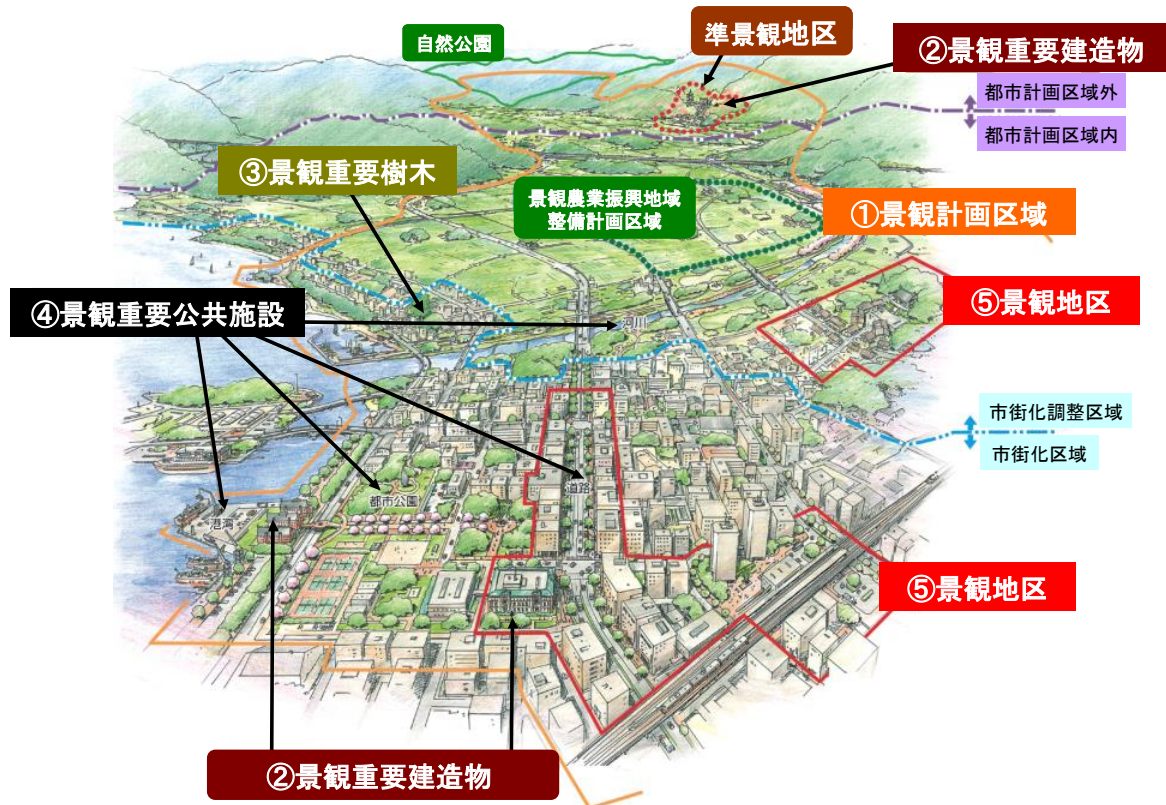


図 景観法によるメニューの模式図

出典：国土交通省

表 景観法で主に定められた事項

①景観計画区域	景観計画の対象となる区域で、この区域内で、行為の制限を定め規制誘導を行うほか、景観法の各種メニューを活用できる。
②景観重要建造物	地域の景観上の核となるような景観上重要な建造物(建築物・工作物)を指定し、保全の措置を講ずる。
③景観重要樹木	地域の景観上の核となるような景観上重要な樹木を指定し、保全の措置を講ずる。
④景観重要公共施設	景観上重要な公共施設（道路、河川、公園など）について指定し、景観計画に基づき整備を進める。
⑤景観地区	景観計画よりもより積極的に景観の形成や誘導を図っていく地区を指定する。景観法に基づく認定制度が用意されている。

（４）景観計画の内容

- 景観計画は、景観法に基づき地方公共団体が定める計画。将来のめざすべき景観や、取り組みの方向である「良好な景観の形成に関する基本的な方針」、良好な景観の形成を進めるために必要な景観形成基準（ルール）等を定めることができる。
- また、景観計画を定めることによって、景観法に基づく制度やその他の法律（屋外広告物法など）に基づく制度を活用し、地域の実情に応じた景観まちづくりを進めることができる。

＜景観計画で定める主な内容＞

法律では下記の項目が定められている。

【必須事項】

- 景観計画区域：景観計画の対象となる区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項：良好な景観の形成のために必要なルールを定める
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針：地域のシンボルとなる重要な建造物や樹木を指定し、保全するしくみを定める

【任意事項】

- 良好な景観の形成に関する方針：どのような景観を大切にしていくか（目標）、そのためにどんな方向性で取り組むのか（方針）を定める
- 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項：景観上影響の大きい屋外広告物の行為の制限に関する事項を定める
- 景観重要公共施設に関する事項：良好な景観の形成に重要な公共施設を指定し、その整備や占用の基準などを定める など

（５）景観計画と景観条例

- 景観計画とあわせて、計画を実現するために必要な制度の枠組みを定める景観条例の制定にも取り組む。
- 景観条例は、町の景観施策の基本的な枠組みを定めるもので、景観計画とあわせて、良好な景観形成に向けた町の施策を展開していくために必要な事項を定めるもの。
- 景観条例には、以下の３つの性格がある。
 - ① 町が景観形成に取り組むにあたっての基本的な姿勢を示す「基本条例」
 - ② 町の景観施策の枠組みと町独自の景観施策を定める「自主条例」
 - ③ 景観法の運用のために必要な事項を定める「景観法委任条例」

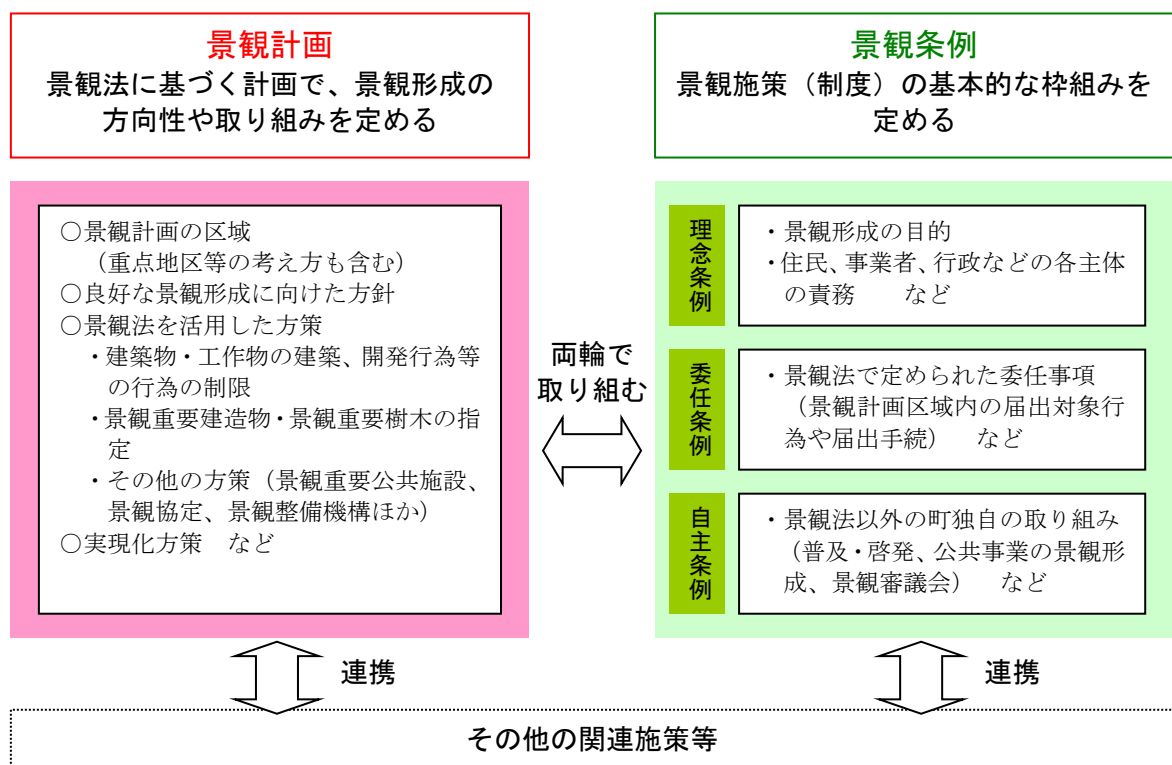


図 景観計画・景観条例の関係

参考：景観法の施行状況（令和３年３月３１日現在）

出典：国土交通省ホームページ

○景観行政団体数：７８７団体

内訳：都道府県（４０団体） 政令市（２０団体） 中核市（６０団体） その他の市町村（６６７団体）

○景観計画策定団体数：６３０団体

内訳：都道府県（２２団体） 政令市（２０団体） 中核市（５７団体） その他の市町村（５３１団体）

3. 大阪府景観計画による運用

○平成 17 年 6 月の景観法の全面施行を受け、大阪府は、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を平成 20 年 10 月に策定（現在の計画は平成 24 年 4 月に変更）。

○本町においても、「大阪府景観計画」に基づき、規制誘導等を実施してきた。

●景観計画区域の方針等

- ・「景観形成基本方針」に即して景観形成を推進し、区域毎の景観形成方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項が定められている。

●良好な景観の形成に関する方針

- ・島本町では、道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、歴史軸が指定されている。

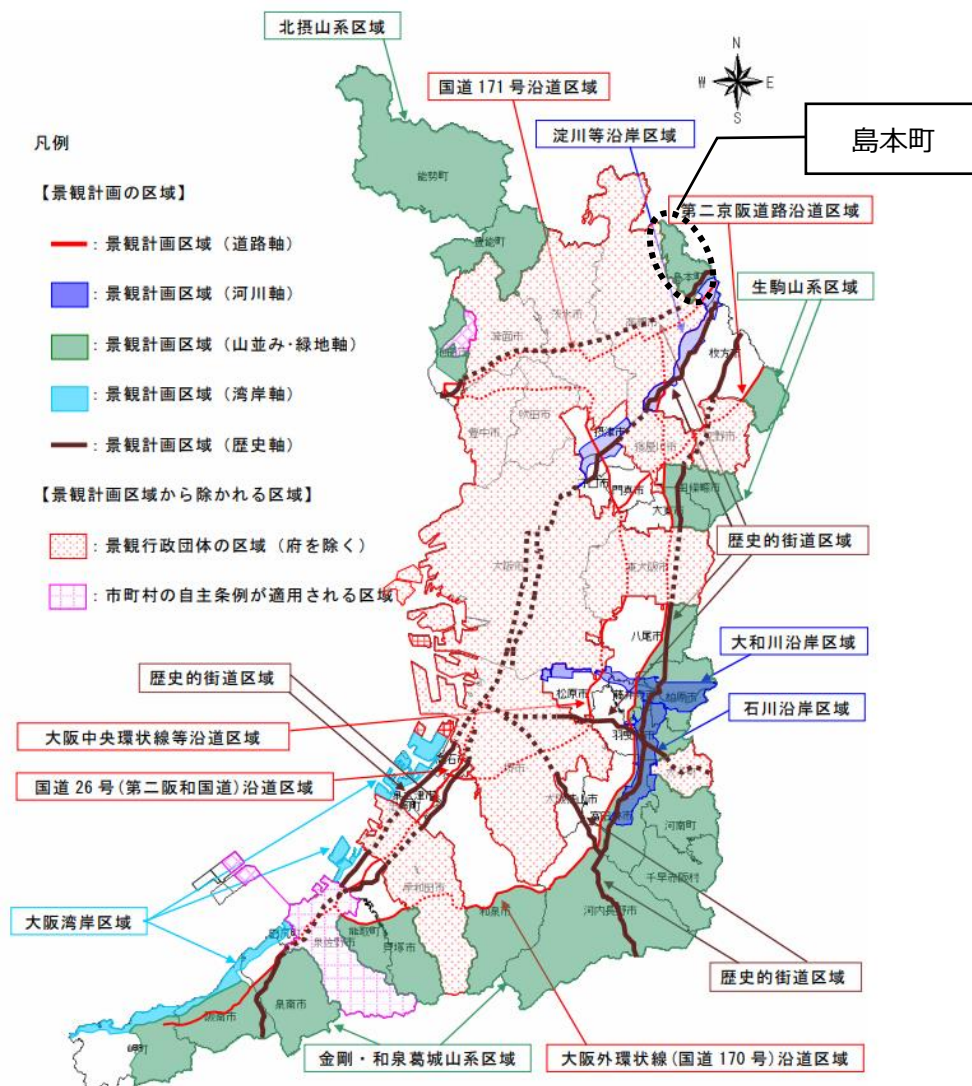


図 大阪府景観計画における景観計画区域の概要

4.（参考）平成 24 年度実施のワークショップによる景観資源

○平成 24 年度に、本町の良好な景観を保全し、魅力あるまちづくりを行うため、景観について住民と行政がともに学ぶ機会を作り、景観まちづくりに関心を持っていただくきっかけづくりを行うとともに、本町の魅力的な景観について再発見することを目的として、「島本の景観・まちなみ再発見ワークショップ」を企画・開催した。

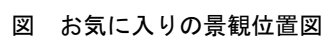
○その中で提案された景観資源（景観 10 選）を図で整理した。



図 島本町景観 10 選

平成 24 年度ワークショップ結果より作成

○都市計画マスタープランを改定の基礎資料とするため、令和 2（2020）年度に実施したアンケート調査結果の中で、お気に入りの景観について尋ねた。その結果を図で整理した。



8